県章

山形県公報

令和８年10月27日（火）
第749号
毎週火・金曜日発行

目　　次

規　　則

○山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……（会　計　局）…1033

告　　示

○知事指定薬物の指定……（健康福祉企画課）… 同
○争議行為を行う旨の通知……（雇用・産業人材育成課）…1034
○土地改良事業計画の計画変更の適当の決定……（庄内総合支庁農村計画課）…1036
○道路の区域の変更……（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…1037

公　　告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……（農業経営・所得向上推進課）… 同
○同　……（　同　）…1038

規　　則

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県規則第55号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則（昭和39年４月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第１第２項第12号中「第２条第１項第４号ロ」を「第２条第１項第４号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

山形県告示第750号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第13条第１項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和８年10月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　知事指定薬物の名称

(1) Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類（通称名５－ＭｅＯ－ＭＥＴ）

(2) Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン及びその塩類（通称名Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）

(3)（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類（通称名２－Ｆ－ｔ

ｒｏｐａｃａｉｎｅ）

２　指定の理由

条例第２条第６号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

３　指定の効力が生ずる日

令和８年10月28日

山形県告示第751号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長鶴巻学から、争議行為を行うことについて、令和８年10月16日次のとおり通知があった。

令和８年10月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　事　件

賃金引上げ等の要求に関する件

２　期　間

令和８年11月４日以降事件解決の日まで

３　場　所

医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立病院	鶴岡市文園町９番34号
医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立リハビリテーション病院	同　上山添字神明前38番地
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき	東田川郡三川町大字横山字袖東４番地９
医療生活協同組合やまがた 鶴岡協立病院附属クリニック	鶴岡市文園町11番３号
医療生活協同組合やまがた メディカルフィットネスＶｉＶｉＤ	同
医療生活協同組合やまがた おひさま協立歯科	同　日枝字海老島159番地１
医療生活協同組合やまがた 訪問看護ステーションきずな	同
医療生活協同組合やまがた ひとみ保育園	同
医療生活協同組合やまがた 協立ケアプランセンターふたば	同　双葉町13番45号
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホームはーとふる海老島	同　日枝字海老島64番地
医療生活協同組合やまがた 介護療養型老人保健施設せせらぎ	同　文園町９番34号
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能型住宅介護事業かがやき	東田川郡三川町大字横山字袖東４番地８
医療生活協同組合やまがた グループホーム和楽居	鶴岡市日枝字海老島63番地５
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能施設くしびき	同　上山添神明前42番１号
医療生活協同組合やまがた しろにし診療所	山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた 居宅介護支援事業所虹	同
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム協同の家虹	同　北町三丁目１番37号

医療生活協同組合やまがた		
デイサービス虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
ヘルパーステーション虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
本部	鶴岡市双葉町13番45号	
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	同	民田字代家田100番地１
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同	
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同	
社会福祉法人山形虹の会		
グループホームかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会		
山形虹の会訪問入浴サービス	同	
社会福祉法人山形虹の会		
ショートステイかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会		
特別養護老人ホームかけはし	同	99番地１
社会福祉法人山形虹の会		
ショートステイかけはし２号館	同	
社会福祉法人山形虹の会		
グループホーム南館	同	字船附193番地
医療法人健友会		
有料老人ホームてんまの家	酒田市中町三丁目２番21号	
医療法人健友会		
訪問看護ステーションスワン	同	５番23号
医療法人健友会		
認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同	２番21号
医療法人健友会		
介護予防特化型通所介護あゆみ	同	北新町一丁目１番21号
医療法人健友会		
本間なかまちクリニック	同	中町三丁目４番12号
医療法人健友会		
本間病院	同	５番23号
医療法人健友会		
本間病院居宅介護支援事業所	同	
医療法人健友会		
介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会		
酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
医療法人健友会		
高見台クリニック	同	高見台一丁目13番14号
酒田健康生活協同組合		
健生ふれあいクリニック	同	泉町１番16号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海酒田リハビリテーション病院	同	千石町二丁目３番20号

社会福祉法人恩賜財団済生会
　山形済生病院　山形市沖町79番地１
医療法人社団小白川至誠堂病院
　小白川至誠堂病院　同　東原町一丁目12番26号
社会医療法人松柏会
　至誠堂総合病院　同　桜町７番44号
社会医療法人松柏会
　至誠堂訪問サービスセンターコスモス　同
社会医療法人松柏会
　至誠堂ケアプランセンターみらい　同　旅篭町一丁目７番23号
社会医療法人松柏会
　わかばクリニック　同
社会医療法人松柏会
　地域包括支援センターかがやき　同
社会医療法人松柏会
　介護療養型老人保健施設木の実　同
社会医療法人松柏会
　サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち　同
社会医療法人松柏会
　至誠堂とかみクリニック　同　富神前48番地５
社会医療法人松柏会
　至誠堂総合病院附属中山診療所　東村山郡中山町大字長崎3030番地１
医療法人篠田好生会
　篠田総合病院　山形市桜町２番68号
医療法人篠田好生会
　千歳篠田病院　同　長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会
　天童温泉篠田病院　天童市鎌田一丁目７番１号
社会医療法人二本松会
　山形さくら町病院　山形市桜町２番75号
社会医療法人二本松会
　かみのやま病院　上山市金谷字下河原1370番地
社会医療法人二本松会
　介護老人保健施設かなやの里　同

４　概　要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第752号

袖浦土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により令和８年10月20日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和８年10月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

２　縦覧に供する場所

酒田市役所

３　縦覧に供する期間

令和８年10月29日から同年11月30日まで

４　その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和８年10月27日から同年11月10日まで縦覧に供する。

令和８年10月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　道路の種類　県道

２　路線名　五味沢小国線

３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡小国町大字増岡字横道305番５から 同　鍛治屋敷273番まで	旧	18.5メートル ～ 11.5	272メートル
同　上	新	24.1メートル ～ 14.6	同　上

公　告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和８年10月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
山形市高田99番１	畑	1,061
山形市高田100番１	田	132

２　申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第２項において読み替えて準用する同法第39条第１項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

４　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年４月	10年	11,930円

５　その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和８年11月10日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

イ　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ハ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

ニ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

ホ　意見の趣旨及びその理由

ヘ　その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和８年10月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

1　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西置賜郡白鷹町大字山口字八ケ森前453番２	田	3,806

2　申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第２項において読み替えて準用する同法第39条第１項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年４月	５年	57,090円

5　その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和８年11月10日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

イ　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ハ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

ニ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

ホ　意見の趣旨及びその理由

ヘ　その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

令和８年10月27日印刷　発行所　山　形　県　庁
令和８年10月27日発行　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。